

平成 30 年度長崎県強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）開催要項

1.目的

行動障害を有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すいわゆる「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では、事業所での受け入れが困難であったり、不必要な身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されているところである。一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることが知られている。

このため、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）を実施する。

2.研修事業の名称

平成 30 年度長崎県強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）

3.実施場所

7 月 25、26 日：ながさき看護センター（諫早市永昌町 23-6）

その他：諫早市社会福祉協議会（諫早市新道町 948 番地）

4.研修期間

【基礎研修】平成 30 年 7 月 25 日（水）～26 日（木）

【基礎研修】平成 30 年 10 月 3 日（水）～4 日（木）

【実践研修】平成 30 年 8 月 9 日（木）～10 日（金）

【実践研修】平成 30 年 10 月 10 日（水）～11 日（木）

5. 受講対象者

- ・ 障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者
- ・ 【実践研修】に関しては、【基礎研修】修了者に限る

6.受講定員

1 回目：【基礎研修】50 名程度

2 回目：【基礎研修】50 名程度

【実践研修】50 名程度

【実践研修】50 名程度

7.研修内容

別添カリキュラムのとおり

8.研修修了の認定方法

- ①基礎研修の修了証書の交付：7/25～26 又は 10/3～4 の長崎県知事が指定する基礎研修プログラムを受講すること
 - ②実践研修の修了証書の交付：8/9～10 又は 10/10～11 の長崎県知事が指定する実践研修プログラムを受講すること
- ※基礎・実践ともに、研修期間中における遅刻・早退・欠席・中抜けにつきましては欠席の扱いとみなし「修了証書」の交付ができませんのでご注意ください。

9.受講料

基礎研修：10,000 円（テキスト代含む）

実践研修：10,000 円（テキストをお持ちでない方は 13,000 円）

※テキストは「行動障害のある人の「暮らし」を支える」（特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク発行）を使用します。（基礎研修、実践研修共通）

10.受講申込

(1) 申込方法

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、期日までにメールもしくは FAX にてお申し込みください。

※お申し込みの際、メールの件名を「【○○○○○○○】強度行動障害研修申込み」としててください。（○○○○○○○は事業所・施設名）

(2) 申込み先（問合せ）

社会福祉法人 南高愛隣会（デイサービスなかやま：佐竹）

TEL：0957(22)2644 FAX：0957(21)2493

E-mail：m-satake@airinkai.or.jp

11.申込期限及び受講決定について

申込期限：平成 30 年 6 月 29 日（金）

※受講の決定については、受講の可否を郵送で通知いたします。平成 30 年 7 月 13 日までに受講の可否通知が届かない場合は、お問い合わせください。

※なお受講希望者が多数の場合は、受講者数を調整させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

12.その他

- ・研修当日は出席確認のため、受講者名簿に押印又はサインをしていただきます。
- ・昼食はお弁当の注文ができます（500 円）